

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	観光政策課	令和8年度県民・観光客実態調査事業	令和8年4月7日	55,693,000	JTBF・SRC共同企業体 ①(公財)日本交通公社 ②(株)サーベイリサーチセンター沖縄事務所	①東京都港区南青山2-7-29日本交通公社ビル ②沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビルディング9階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、調査設計が具体的に提示されていることや業務実績等が評価され、総合得点で基準点を超えたことから、契約の相手方として選定した。	
2	観光政策課	令和8年度観光情報デジタル化推進事業委託業務	令和8年4月1日	9,879,199	(株)ゴールドバリュークリエーション	沖縄県宜野湾市宇地泊3丁目7番地1号 宜野湾ベイサイド情報センターITオフィス5-2	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はwebサイトの管理運営やサイト周知のための広報計画が具体的で実効性のある内容が提示されていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
3	観光政策課	令和8年度観光産業実態調査事業委託業務	令和8年4月7日	7,254,000	株式会社海邦総研	沖縄県那覇市壺川3丁目1番19号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、計画全体の妥当性や業務実績等が評価され、総合得点で基準点を超えたことから、契約の相手方として選定した。	
4	観光政策課	令和8年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託業務	令和8年4月14日	13,702,000	株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地2丁目22番10号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、本県の状況に応じた観光施策の企画立案、観光関係者等との連絡調整、県民向け理解促進活動の企画や実施等のが具体的に提示されていることや業務実績等が評価され、総合得点で基準点を超えたことから、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	観光政策課	令和8年度沖縄県宿泊需給最適化検討委員会	令和8年4月30日	11,985,000	株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地二丁目22番10号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、データの収集、整理・分析や委員会運営等の提案内容が具体的で実効性のあるものと評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
6	観光政策課	令和8年度沖縄県観光振興戦略会議運営等委託業務	令和8年4月8日	21,839,000	株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地二丁目22番10号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は会議の設置及び円滑な運営調整を行うための企画提案内容が評価され、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
7	観光振興課	令和8年度おきなわユニバーサルツーリズム推進事業業務委託	令和8年4月1日	17,092,000	東武トップツアーズ(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1丁目12-12ニッセイ那覇センタービル10階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、これまでの類似業務の実績、自由提案に関する評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
8	観光振興課	令和8年度 沖縄・奄美エリア高付加価値なインバウンド観光地づくり事業業務委託(推進体制強化等)	令和8年7月3日	34,179,000	OCT・JTBF共同企業体 ①沖縄セルラー電話(株) ②公益財団法人日本交通公社	①沖縄県那覇市松山1丁目2番1号 ②東京都港区南青山2丁目7番29号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は事業の実効性に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
9	観光振興課	令和8年度 沖縄・奄美エリア高付加価値なインバウンド観光地づくり事業業務委託(海外DMC招聘(ツアーB))	令和8年7月3日	7,097,550	OCT・JTBF共同企業体 ①沖縄セルラー電話(株) ②公益財団法人日本交通公社	①沖縄県那覇市松山1丁目2番1号 ②東京都港区南青山2丁目7番29号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会にて審査したところ、左の社の提案は事業への理解や地域内連携、今後のインバウンドへの販路形成に向けた取組に優れていることから、契約の相手方として選定した。	
10	観光振興課	令和8年度観光月間・沖縄花のカーニバル推進事業委託業務	令和8年4月1日	12,331,000	東武トップツアーズ株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1丁目12-12	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	観光振興課	令和8年度観光危機管理体制構築支援事業委託業務	令和8年4月1日	26,929,995	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地1	第167条の2 第1項第2号	本委託業務は、「第2次沖縄観光危機管理基本計画」及び「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」を踏まえ、国、市町村、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)、地域観光協会及び観光関連事業者等と連携して県全域の観光危機管理体制の構築を支援するものである。同計画において、OCVBは観光DMOとして民間部門の司令塔の役割が求められており、計画の性質上、他者がこれに代わることは困難である。また、本委託業務を通じて、OCVBに観光危機管理の知見やノウハウを蓄積・集約することで、対応力強化が期待できる。 以上のことから、OCVBと特命随意契約を締結する必要がある。	特命随意契約
12	観光振興課	令和8年度戦略的沖縄観光シームレスプラットフォーム構築事業委託業務	令和8年4月1日	188,866,887	令和8年度戦略的沖縄観光シームレスプラットフォーム構築事業共同企業体 ①沖縄JTB株式会社 ②株式会社BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS ③株式会社シャイニング沖縄 ④株式会社イースト	①沖縄県那覇市旭町112番地1 ②東京都新宿区新宿4-3-17 ③沖縄県那覇市松山1-4-12 高田産業ビル31号 ④東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、最低基準を満たし、評価が高く、総合得点も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
13	観光振興課	令和8年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業	令和8年4月1日	22,495,000	令和8年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業共同企業体 ①(株)アール・ピー・アイ ②沖縄セルラー電話(株) ③(株)ジャパンライフデザインシステムズ	①東京都千代田区神田神保町2丁目38番地いちご九段ビル3階 ②沖縄県那覇市松山1丁目2番1号 ③東京都目黒区青葉台1-13-6	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
14	観光振興課	令和8年度観光人材育成・確保促進事業委託業務	令和8年4月1日	52,680,000	沖縄観光人材育成コンソーシアム ①(一財)沖縄観光コンベンションビューロー ②(株)OTSサービス経営研究所	①沖縄県那覇市字小禄1831番地1 ②沖縄県那覇市松尾1丁目2番3号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	観光振興課	令和8年度マリ ンレジャー事故 防止対策事業 委託業務	令和8年4 月1日	204,350,000	オリエンタルコンサル タンツ・沖縄ライフセービング 協会共同企業体 ①(株)オリエンタルコンサル タンツ沖縄支社 ②(一社)沖縄ライフセー ビング協会	①沖縄県那覇市久茂地2 丁目22番10号 ②沖縄県中頭郡北谷町 北前1丁目12番2号 新 田マンション1階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
16	観光振興課	令和8年度観光 人材マッチング 支援事業委託 業務	令和8年4 月1日	167,244,000	「観光人材マッチング支援 事業」受託コンソーシアム ①(株)琉球新報開発 ②(株)アドスタッフ博報堂	①沖縄県那覇市字天久 905番地 ②沖縄県那覇市鏡原町 10-8	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
17	観光振興課	令和8年度観光 人材確保・定 着支援事業事 務局業務	令和8年4 月1日	32,429,573	令和8年度観光人材確 保・定着支援事業事務局 業務共同企業体 ①東武トップツアーズ(株) ②アルティウスリンク(株)	①沖縄県那覇市久茂地1 丁目12-12 ②沖縄県那覇市泉崎1- 20-6	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
18	観光振興課	令和8年度サス テナブルツーリ ズム推進事業 委託業務	令和8年4 月1日	27,747,000	公益財団法人日本交通 公社	東京都港区南青山二丁 目7番29号 日本交通公 社ビル	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会にて審査したところ、応募資格を満たし、これまでの事業実績が評価され、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
19	観光振興課	令和8年度ラグ ジュアリートラ ベル推進事業	令和8年4 月8日	42,163,000	令和8年度ラグジュアリー トラベル推進事業 株式 会社オリコム・株式会社ブ レーン沖縄企業体 ①株式会社オリコム ②株式会社ブレーン	①東京都港区新橋1-11- 7新橋センタープレイス ②那覇市久茂地3-21-1 國場ビル4F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会にて審査したところ、応募資格を満たし、これまでの事業実績が評価され、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
20	観光振興課	令和8年度沖 縄観光誘致対 策事業	令和8年4 月1日	104,503,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄 1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、航空会社、旅行会社、観光施設、その他の観光事業者との連携のもと、県の観光施策に基づく県外での沖縄観光PR等行事を実施しており、委託契約の相手方は公共的性格を持ち、県全体の観光関連団体や観光関係業者を統率する役割及び全県的ネットワークを有することが必要とされる。 このため、本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものと考えられ、契約の目的及び性質上、契約を履行できる者が特定されることから、OCVBを特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21	観光振興課	R8年度戦略的クルーズ観光推進事業	令和8年4月1日	66,996,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831-1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、国内観光客の安定的かつ継続的な確保を図ることを目的としており、事業実施にあたっては、県の観光施策に基づく全県的な観点での取組の企画・実施が求められる。そのため、委託契約の相手方は公共的性格を持ち、県全体の観光関連団体や観光関係業者を統率する役割及び全県のネットワークを有することが必要とされる。 このため、本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものと考えられ、契約の目的及び性質上、契約を履行できる者が特定されることから、OCVBを特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約
22	観光振興課	令和8年度カップルアニバーサリーツーリズム事業	令和8年4月1日	54,210,000	令和8年度カップルアニバーサリーツーリズム事業共同企業体 ①(一社)沖縄リゾートウエディング協会 ②(株)琉球カヤックススタジオ ③(株)ブライダルハウスチュチュ沖縄 ④沖縄ワタベウエディング(株)	①沖縄県那覇市松山2-3-15 ②沖縄県那覇市牧志2-17-27 ③沖縄県那覇市松山2-3-15 ④沖縄県那覇市壺川3-2-4拓南ビル2F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
23	観光振興課	令和8年度沖縄観光グローバル事業委託業務	令和8年4月1日	339,543,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター2階	第167条の2 第1項第2号	本事業の実施にあたり、その業務性質上、広域連携DMOの役割が必要不可欠である。事業の目的遂行と県内外事業者への支援対応等のため、公的中立性を有し信頼性が担保されている、県内唯一の広域連携DMOであるOCVBを特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	観光振興課	令和8年度沖縄観光グローバル事業「空港国際線活性化事業」	令和8年4月1日	39,140,000	那覇空港ビルディング(株)	沖縄県那覇市字鏡水150番地	第167条の2 第1項第2号	本事業は沖縄の国際航空路線の活性化を目的としており、搭乗率安定のための離発着地の相互プロモーション、他空港や航空会社等との連携プロモーションを通じた相互送、航空会社との商談や招聘などのネットワーク構築活動等を行う。委託契約の相手方は、路線誘致における空港の受入体制に係る情報連携や整備に加え、相互送客等のための空港間の連携なども求められる。 このため、本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものと考えられ、契約の目的及び性質上、契約を履行できる者が特定されることから、特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約
25	観光振興課	令和8年度沖縄観光グローバル事業「海外事務所観光誘致機能強化事業」委託業務	令和8年4月1日	29,800,000	公益財団法人沖縄県産業振興公社	沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施にあたり、海外業務のノウハウが不可欠な一方で事業者の内部情報を把握することにもなるため、常に公平・中立な立場で業務を執行することが求められる。公益財団法人沖縄県産業振興公社は、沖縄県の各海外事務所や委託駐在員の業務管理等を行っており、公的中立性を有し信頼性が担保されていることから、本業務を実施可能な唯一の組織であり、同公社を特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約
26	観光振興課	令和8年度国内需要安定化事業委託業務	令和8年4月1日	154,626,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、国内観光客の安定的かつ継続的な確保を図ることを目的としており、事業実施にあたっては、県の観光施策に基づく全県的な観点での取組の企画・実施が求められる。そのため、委託契約の相手方は公共的性格を持ち、県全体の観光関連団体や観光関係業者を統率する役割及び全県のネットワークを有することが必要とされる。 このため、本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものと考えられ、契約の目的及び性質上、契約を履行できる者が特定されることから、OCVBを特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約
27	観光振興課	令和8年度 離島観光活性化促進事業	令和8年4月1日	41,641,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	観光振興課	令和8年度離島観光活性化促進事業(久米島)	令和8年4月1日	13,000,000	一般社団法人久米島町観光協会	沖縄県島尻郡久米島町字比嘉160-57 イーフ情報プラザ	第167条の2第1項第2号	本業務は、離島独自のプロモーション活動の展開や全県的な誘客展開との連動性を高めた季節ごとのきめ細かなプロモーションを実施し、外部環境やターゲット市場の分析を行いながら、久米島観光の旬を戦略的にPRすることにより、久米島観光への誘客強化ひいては沖縄観光の魅力の多様化及び高付加価値化につなげていくことを目的としている。その事業実施にあたっては、地域全体のニーズを民間事業者等からくみ取り、観光関係業界・団体と連携を図り官民一体となった誘客・受入れの取組をしていくものであるため、公平・中立な立場で民間の観光事業者と接する必要があることから一般的な民間企業への委託は困難であると思慮する。一方、契約の相手方である(一社)久米島町観光協会は、久米島の観光資源の保護、開発及び利用の促進を目的として設立された法人であり、公平・中立な立場を有している。当該事業の実施には、県及び久米島町の観光施策や観光に関する情報が必要になるが、当該協会はこれらを十分に掌握している。 久米島町においては、(一社)久米島町観光協会以外に、(一社)くめじまDMOも存在する。観光庁の「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン(令和7年3月25日改正)」では、「関係者の役割分担を明確化した上で、効率的に事業を行うこと」とされている。(一社)くめじまDMOが観光庁に提出している「観光地域づくり法人形成・確立計画」「連携する事業者名及び役割」において、(一社)久米島町観光協会は「観光情報発信、誘客イベント、観光施策の連携協力」を担う専門的な連携主体として役割を位置付けられている。久米島町内において、専門的知見を兼ね備え、「観光地域づくり法人形成・確率計画」で観光プロモーションの役割を位置づけられているのは、同協会をおいて他に存在しない。 以上の理由より、本事業の実施にあたり、その事業内容を効果的かつ効率的に実施し、事業目的を達成することが可能な機関(一社)久米島町観光協会を契約先として選定した。	特命随意契約
29	観光振興課	令和8年度フィルムツーリズム推進事業委託業務	令和8年4月1日	27,099,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地1	第167条の2第1項第2号	本事業の実施にあたり、その業務性質上、広域連携DMOの役割が必要不可欠である。事業の目的遂行と県内外事業者への支援対応等のため、公的中立性を有し信頼性が担保されている、県内唯一の広域連携DMOであるOCVBを契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	観光振興課	令和8年度フィルムツーリズム推進事業(映画祭等をフックとした誘客対策事業)委託業務	令和8年4月1日	25,089,000	宣伝・フラッグプロデュース コンソーシアム ①(株)宣伝 ②(株)フラッグプロデュース	①沖縄県浦添市勢理客 四丁目15番15号 ②沖縄県那覇市泊2丁目 13番6号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社のみ応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、最低基準を満たし、評価が高く、総合得点も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
31	観光振興課	令和8年度教育旅行推進強化事業	令和8年4月1日	91,213,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄 1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、修学旅行を長期的かつ安定的に確保するため、継続的に沖縄への修学旅行を実施する学校の満足度を高め、更なる継続実施につなげることを目的としていることから、現在沖縄への修学旅行を実施している学校への訪問実績及び信頼関係が重要となる。また、修学旅行は、県内外関係事業者の競合関係等、利害関係が多岐に渡る複雑な旅行分野であることから、旅行会社や県内事業者との信頼関係を基盤として緊密な連携を図りつつ、中立的な立場で必要に応じ関係者との調整を行った上で、本事業を実施する必要がある。 さらに、修学旅行は、旅行中の児童生徒の安全・安心の確保を非常に重視し、特に災害、事故、風評等の観光危機時は最も敏感に反応する旅行形態であり、観光危機管理と強い関連があることから、修学旅行に関する事業については、観光危機管理対策の経験とノウハウを蓄積し、県と密接に連携することが可能な機関が包括的に取り扱う必要がある。 本業務の目的達成には、公平・中立的立場で業務の執行が可能であり、かつ観光関連に係る全県的なネットワークを有し、県の観光施策に基づく、全県的な視点に立った戦略の策定・実施が求められることから、それらを全て満たす「観光地域づくり法人(DMO)」として県内で唯一登録されているOCVBを契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	観光振興課	令和8年度修学旅行時期平準化促進事業	令和8年4月1日	69,282,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、実施時期の集中(5月～6月、10月～12月)による特定の観光地や事業者の過度な負担を軽減するため、閑散期への誘導を図り、沖縄修学旅行を実施する学校の満足度を高め、更なる継続実施に繋げることを目的としていることから、現在沖縄への修学旅行を実施している学校への訪問実績や信頼関係が重要となってくる。 また、修学旅行は、県内外関係事業者の競合関係等、利害関係が多岐に渡る複雑な旅行分野であることから、旅行会社や県内事業者との信頼関係を基盤として緊密な連携を図りつつ、中立的な立場で必要に応じ関係者との調整を行った上で、本事業を実施する必要があると考えている。さらに、修学旅行は、旅行中の児童生徒の安全・安心の確保を非常に重視し、特に災害、事故、風評等の観光危機時は最も敏感に反応する旅行形態であり、観光危機管理とも強い関連があることから、当事業の実施については、観光危機管理対策の経験とノウハウを蓄積し、県と密接に連携することが可能な機関が包括的に取り扱う必要がある。 以上のことから、本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものと考えられ、委託契約が可能な機関等について検討した結果は以下のとおりである。 (1)県の修学旅行誘致施策に精通するとともに、県内外の関係事業者に公的性格及び中立的な立場を有すると認識され、観光危機時の対応及び県内外の関係事業者との連絡調整を行う役割を担っている機関は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)のみと考える。 (2)また、上記の修学旅行に関する対応や取組は、単独で完結することなく相互に連動し影響を及ぼすことから、修学旅行の総合的な対応窓口としてOCVBが一体的に行うことが必要である。 以上のことから、本事業の実施に当たり、その事業内容を効果的かつ効率的に実施し、事業目的を達成することが可能な機関として、上記(1)の役割及び(2)の機能を有するOCVBと随意契約を締結することが適当である。	特命随意契約
33	観光振興課	令和8年度沖縄観光ブランド戦略推進事業	令和8年4月1日	69,025,000	沖縄JTB株式会社・株式会社JTBコミュニケーションデザイン共同企業体 ①沖縄JTB(株) ②(株)JTBコミュニケーションデザイン	①那覇市旭町112番地1 ②東京都港区芝三丁目23番地1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、これまでの類似業務の実績に関する評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	MICE推進課	令和8年度戦略的MICE誘致促進事業委託業務	令和8年4月1日	156,900,000	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本業務では、MICEの県内開催に向けて複数年に亘り主催者等との信頼関係を構築し、各種支援等を公平公正な立場で継続的に実施する必要があり、また、商談会・見本市への出展などの誘致営業活動に当たっては信頼性が重視されることから、公的な立場で誘致を行っている組織であることが認知されていなければならない。 さらに、県内へのMICEの誘致に際しては、県全体のMICE施設、ホテル、航空会社、旅行会社、観光施設、その他のMICE関連事業者とネットワークを有していることが不可欠である。 (一財)沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する財団であり、また、広域連携DMOとして公的な性格を有し、県内多数の事業者等を賛助会員としている沖縄MICEネットワークの事務局を担うなど、幅広いネットワークを有する唯一の法人であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	MICE推進課	令和8年度観光誘致対策事業(MICE推進課)委託業務	令和8年4月1日	12,546,000	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本業務では、MICEの県内開催に向けて複数年に亘り主催者等との信頼関係を構築し、各種支援等を公平公正な立場で継続的に実施する必要があり、また、誘致営業活動に当たっては信頼性が重視されることから、公的な立場で誘致を行っている組織であることが認知されていない。 さらに、県内へのMICEの誘致に際しては、県全体のMICE施設、ホテル、航空会社、旅行会社、観光施設、その他のMICE関連事業者とネットワークを有していることが不可欠である。 (一財)沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する財団であり、また、広域連携DMOとして公的な性格を有し、県内多数の事業者等を賛助会員としている沖縄MICEネットワークの事務局を担うなど、幅広いネットワークを有する唯一の法人であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
36	MICE推進課	令和8年度MICE受入体制強化等事業委託業務	令和8年4月1日	53,310,000	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本業務では、MICEに関する課題や主催者ニーズを踏まえた人材育成講座のテーマ設定が重要であり、また、事業者の内部情報を知り得ることとなるため信頼性を有し、各種支援を公平公正な立場で実施する必要がある。 (一財)沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する財団であり、また、広域連携DMOとして公的な性格を有し、平成29年7月に設立し多数の県内事業者を賛助会員としている沖縄MICEネットワークにおいて事務局を担うなど、幅広いネットワークを有する唯一の法人であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	MICE推進課	令和8年度 展示会等誘致開催促進事業	令和8年4月1日	15,188,000	公益財団法人 沖縄県産業振興公社	那覇市字小禄1831番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は適合性、実効性、具体性、妥当性などの観点からに選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
38	MICE推進課	令和8年度 沖縄県大型MICE施設整備運営等事業に関する事業者募集資料作成業務	令和8年5月18日	41,358,130	デロイトトーマツ・梓設計 共同体	東京都千代田区丸の内 三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は平均点以上を獲得し、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
39	MICE推進課	令和8年度 沖縄県マリンタウンMICE エリア形成推進業務	令和8年4月20日	15,713,060	合同会社デロイト トーマツ	東京都千代田区丸の内 三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は選定基準を満たしており、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	MICE推進課	(仮称)沖縄スタジアム整備運営等事業に関する資料作成業務(R8)	令和8年6月4日	59,536,000	合同会社デロイトトーマツ・株式会社山下PMC共同企業体	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	第167条の2 第1項第2号	本業務が紐づく(仮称)沖縄スタジアム整備運営等事業は、PFI法に基づき設計・施工・運営を一括発注することとする。 PFI事業の落札者選定にあたっては、各分野に渡る専門的な知識やノウハウが必要となることから、専門知識や経験を持ち助言を行うことができる者へ、検討段階から事業契約段階まで複数年度に渡って継続して委託する必要がある。 本業務受託者は、R4年度に実施した整備費縮減策・運営収支改善策等の検討やR5年度に実施した官民連携導入調査業務のプロポーザルにおいて、行財政やスタジアム・アリーナ分野等の専門知識を活用できる事業者として選定されている。 その後も官民連携導入調査等の検討や、整備計画、実施方針、要求水準書等の検討及び作成に係る業務等について複数年度に渡って継続して実施しており、本事業の経緯・現状等を熟知していることから、契約の目的又は性質上、契約を履行できる者が特定されるものとして選定した。	特命随意契約
41	MICE推進課	令和8年度おきなわeスポーツ推進事業委託業務	令和8年4月1日	22,999,988	おきなわeスポーツ推進事業共同企業体 ①東武トップツアーズ(株)沖縄支店 ②(株)ホット沖縄総合研究所	①沖縄県那覇市久茂地1丁目12-12 ニッセイ那覇センタービル 10階 ②沖縄県那覇市西一丁目19-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、企画提案が優れており、実績もあることから契約の相手方として選定した。	
42	MICE推進課	令和8年度第2期沖縄MICE振興戦略(仮称)策定委託業務	令和8年4月1日	19,998,998	JTBグループ共同企業体 ①沖縄JTB(株) ②(株)JTB総合研究所	①沖縄県那覇市旭町112番地1 ②東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター6F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、企画提案が優れており、実績もあることから契約の相手方として選定した。	
43	文化振興課	令和8年度琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業委託業務	令和8年4月10日	9,290,000	沖縄JTB株式会社	沖縄県那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査し、各審査委員の評価も最低基準値以上と評価も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	文化振興課	令和8年度沖縄県文化芸術の創造発信支援事業委託業務	令和8年4月1日	78,690,000	公益財団法人沖縄県文化芸術振興会	沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階605号室	第167条の2 第1項第2号	本事業は、本県の多様で豊かな地域の伝統芸能や文化芸術といった文化資源を活用した文化芸術活動の持続的発展を図ることを目的に、県内の文化芸術団体等による文化芸術に関する取組を公募、採択し、支援を行うものである。 実施に当たっては、県内の伝統芸能や文化芸術の多種多様な分野における専門的知見と、幅広い文化芸術関係者とのネットワークが必要となる。その一方で、事業に関わる文化芸術団体等の選定に中立性が求められることなど、公益性・公共性を踏まえた取組が不可欠である。文化芸術の専門性と公益性・公共性を両立し、当該事業を実施できる団体が公益財団法人沖縄県文化芸術振興会に限られることから、当該法人を選定した。	特命随意契約
45	文化振興課	地域伝統文化の継承・発信支援事業	令和8年4月1日	6,050,000	沖縄県文化協会	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	第167条の2 第1項第2号	各市町村文化協会が会員となっている連合組織が沖縄県文化協会であり、各市町村文化協会と連携して、その活動支援や相互交流を行うことができる唯一の団体であるため。	特命随意契約
46	文化振興課	令和8年度沖縄文化認知度向上事業	令和8年6月22日	51,604,000	令和8年度沖縄文化認知度向上事業委託業務コンソーシアム ①(株)アドスタッフ博報堂 ②沖縄JTB(株)	①沖縄県那覇市鏡原町10-8 鏡原UビルⅡ 2階 ②沖縄県那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査し、左の社の提案は順位点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
47	文化振興課	首里城復興寄付御礼伝統芸能公演(県外公演)業務委託	令和8年4月2日	17,380,000	公立大学法人沖縄県立芸術大学	沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番地	第167条の2 第1項第2号	本事業は国内外から寄せられた寄付に対する御礼および沖縄の歴史・文化の次世代継承を目的としていることから、教育的要素や事業終了後の継続的な活動に繋がるような、専門性と知見を有していることが望ましい。公立大学法人沖縄県立芸術大学は、沖縄の伝統芸能及び歴史・文化について高い専門性を有し、かつ人材育成機能を持つ唯一の法人であるため、当該法人を選定した。	特命随意契約
48	文化振興課	令和8年度沖縄食文化店舗認証制度・普及啓発事業	令和8年5月13日	14,864,000	沖縄JTB(株)	那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査し、左の者を契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
49	文化振興課	令和8年度琉球料理伝承人育成・活用事業	令和8年5月29日	6,272,000	一般社団法人琉球料理保存協会	沖縄県那覇市久米1丁目18番7	第167条の2第1項第2号	本事業は、伝統的な食文化の保存・普及、次世代への継承を推進することを目的とし、沖縄の伝統的な食文化の担い手となる琉球料理伝承人のスキルアップに必要なフォローアップ講座、琉球料理伝承人を活用した学校給食関係者等向けの出前講座等を実施するものである。 実施に当たっては、沖縄の伝統的な食文化の歴史的・地理的背景、行事食の由来等に関する幅広い知見に加え、数ある調理法を統一し、正しい調理法や味を継承していくための知識・技量も求められる。また、出前講座等に派遣する琉球料理伝承人の選定等に一定の中立性も求められる。 伝統的な琉球料理や食文化の総合研究に関する幅広い知見や継承技術等を組織的に有し、中立性を両立しつつ本事業を実施できる団体は、一般社団法人琉球料理保存協会に限られることから、当該法人と特命随意契約を行った。	特命随意契約
50	文化振興課	ART LAB OKINAWA プロジェクト委託業務	令和8年4月15日	28,999,324	株式会社シュガートレイン・合同会社琉球芸能大使館共同企業体 ①株式会社シュガートレイン ②合同会社琉球芸能大使館	①沖縄県那覇市首里儀保町2丁目13番2階 ②沖縄県島尻郡八重瀬町富盛19番地	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査し、各審査委員の評価も最低基準値以上と評価も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため選定した。	
51	文化振興課	令和8年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業	令和8年4月1日	18,326,000	公益財団法人沖縄県文化芸術振興会	沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター6階605号室	第167条の2第1項第2号	本事業は、文化資源を活用した新たな観光メニューを確立させること等を目的とし、「旅行商品造成プログラムモデルの構築」「文化体験プログラムモデルの構築」等の取組を実施するものである。実施に当たっては、県内の伝統芸能や文化芸術の多種多様な分野における専門的知見と、幅広い文化芸術関係者とのネットワークが必要となる。その一方で、事業にかかわる文化芸術団体等の選定に中立性が求められることなど、公益性・公共性を踏まえた取組が不可欠である。文化芸術の専門性と公益性・公共性を両立し、当該事業を実施できる団体が公益財団法人沖縄県文化芸術振興会に限られることから、当該法人を選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
52	文化振興課	しまくとぅば普及センター事業業務委託	令和8年4月1日	46,307,000	沖縄県文化協会	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	本事業は、各地域のしまくとぅばの普及継承を図ることを目的として、その中核的機能を果たす「しまくとぅば普及センター」を設置し、人材養成講座や出前講座の開催、人材バンクの設置、総合窓口としての相談対応などを行うこととしている。しまくとぅばが各地域ごとに異なるという多様性を持つことから、それらの取り組みを行うにあたっては、各地域の「しまくとぅば」普及に取り組んでいる各市町村文化協会とネットワークを持ち、密接に連携・協力を図っていく必要があるとともに、しまくとぅば普及のノウハウや実績を有することが必要である。よって、各市町村文化協会を会員とした連合組織であること、「しまくとぅば語やびら大会」開催実績等を勘案し、契約の相手方として沖縄県文化協会を選定した。	特命随意契約
53	文化振興課	しまくとぅばアーカイブ業務委託	令和8年4月1日	18,443,000	国立大学法人琉球大学	沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	第167条の2 第1項第2号	本事業は、沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承するため、しまくとぅばのアーカイブ化の取り組みを行うこととしている。当該取り組みを行うにあたっては、文法調査票や収録する歌、文学的文章のしまくとぅばへの文法的な精査も含めた翻訳や自然談話の文字化等の言語学的な専門知識、地域との信頼関係に基づく早期の調査及びしまくとぅばの音声の収集やその文字化などアーカイブ化のノウハウを有していることが必要である。県内でもしまくとぅばに関し実績のある言語学者を有し、且つ、しまくとぅばの文法等専門知識が豊富であり、文化庁の類似事業の受託実績があり、言語学者とのネットワーク及び事業実施のノウハウを有していることを勘案し、本事業を効果的かつ効率的に実施し事業目的を達成することが可能な団体として、国立大学法人琉球大学を契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
54	文化振興課	令和8年度「しまくとぅば」イベント開催等事業委託業務	令和8年5月1日	14,907,000	沖縄広告株式会社	沖縄県那覇市天久2丁目7番7号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、左記の1者から応募があった。企画提案内容等を県庁課長級職員等により構成される『「しまくとぅば」イベント開催等事業委託業務企画提案選定委員会』において、提案者におけるイベント等の企画力、事業執行体制、過去の実績、ノウハウ等の観点から審査したところ、各審査委員の評価も最低基準値以上と評価も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため選定した。	
55	文化振興課	令和8年度しまくとぅば学童学習事業委託業務	令和8年5月20日	5,771,000	しまくとぅば学童学習事業 共同企業体 (代表者)有限会社アイ ディー・ブランド (構成員)特定非営利活 動法人 Okinawa Hands- On NPO	(代表者)沖縄県那覇市 銘苅1-2-22 前幸ビ ル301 (構成員)沖縄県北谷町 字桑江467-1 北谷ニラ イセンター 2F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査し、左の者を契約の相手方として選定した。	
56	文化振興課	令和8年度しまくとぅば次世代継承方針検討委員会運営等支援委託業務	令和8年5月26日	4,988,000	□ 株式会社サーベイリサ ーチセンター	□ 沖縄県那覇市久茂地3- 21-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査し、各審査委員の評価も最低基準値以上と評価も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
57	空手振興課	令和8年度沖縄空手流派指導体制構築事業委託業務	令和8年4月1日	14,263,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施にあたっては、様々な背景を持つ県内の幅広い空手関係者(団体、会派、道場主等)との連絡調整や意見交換を円滑に行うためのネットワークやノウハウを有するとともに、これらの関係者を統率し、必要に応じて的確な指導・助言を与える役割を果たすことが求められる。 また、沖縄空手の歴史や特徴を熟知し、伝統的な技法等に関する専門的な知見を有することが必要であるほか、特定の流派や空手家に偏ることなく、公平・中立な立場から沖縄の空手界を取りまとめ、事業を実施する必要がある。 振興会は、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な体制や実績を有している。また、沖縄空手の保存継承や振興発展、世界各国への普及啓発を目的に設立された、県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織である。 以上のことから、民間事業者による事業実施は困難であり、契約の目的又は性質上、契約を履行できる者が特定されるものとして、本振興会と特命随意契約を行うこととした。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
58	空手振興課	令和8年度沖縄空手イベント開催事業委託業務	令和8年4月1日	32,749,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、沖縄空手の普及・啓発を図り、「空手の日」及び「空手発祥の地・沖縄」を広く国内外に強力に発信するほか、首里城正殿完成を記念するイベントを実施するため、沖縄空手に関する歴史的・専門的な知見と幅広いネットワークを基盤とした企画力が求められる。 また、協力関係及び実施体制を構築した上で、特定の流派や空手家に偏ることなく、公平・中立な立場から沖縄の空手界を取りまとめ、各流派の垣根を越えて一堂に集うという本イベントの目的を達成する必要がある。 振興会はこれまでも「空手の日」のイベント企画及び実施にあたり、中心的な役割を担ってきた実績があり、令和4年度以降同イベントを受託するなど業務実施に必要な企画力や実施体制、実績を有している。 また、振興会は、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な体制や実績を有している。加えて、沖縄空手の保存継承や振興発展、世界各国への普及啓発を目的に設立された、県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織である。 以上のことから、民間事業者による事業実施は困難であり、契約の目的又は性質上、契約を履行できる者が特定されるものとして、本振興会と特命随意契約を行うこととした。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
59	空手振興課	令和8年度沖縄空手県内普及促進事業委託業務	令和8年4月1日	15,000,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本事業の実施にあたっては、学校や保育所等へ派遣できるスキル、派遣先の地域に所在する指導者などを把握した上で、適切な派遣指導者の選定が必要となるため、委託先が沖縄空手の指導者に関する情報および専門的な知識を有していることが求められる。 また、沖縄空手の専門的な知識を有する職員が配置され、幅広いネットワークを活かして公平・中立的な立場で県内各地に指導者を派遣することが必要である。 振興会は、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な体制や実績を有している。また、沖縄空手の保存継承や振興発展、世界各国への普及啓発を目的に設立された、県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織である。 以上のことから、民間事業者による事業実施は困難であり、契約の目的又は性質上、契約を履行できる者が特定されるものとして、本振興会と特命随意契約を行うこととした。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
60	空手振興課	令和8年度沖縄空手案内センター事業委託業務	令和8年4月1日	23,854,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄空手に関する情報を国内外に発信するとともに、県内、県外、海外からの問い合わせに対応するため、県内外にネットワークを有し県内道場に関する情報を幅広く収集して常時把握している必要がある。 また、空手関係者が安心して協力できるよう、空手関係者からの信頼性を得て、特定の流派や道場に偏ることなく、公平・中立な立場で業務を遂行する必要がある。 振興会は、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な体制や実績を有している。また、沖縄空手の保存継承や振興発展、世界各国への普及啓発を目的に設立された、県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織である。 以上のことから、民間事業者による事業実施は困難であり、契約の目的又は性質上、契約を履行できる者が特定されるものとして、本振興会と特命随意契約を行うこととした。	特命随意契約
61	空手振興課	令和8年度沖縄空手普及・啓発事業委託業務	令和8年4月6日	22,000,000	沖縄空手普及啓発事業 共同企業体 ①沖縄JTB株式会社 ②株式会社ホット沖縄総合研究所	①沖縄県那覇市旭町112番地1 ②沖縄県那覇市西1-19-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容を選定委員会において企画選定方針に基づき審査したところ、業務の実施方法、費用の積算、執行体制及び過去業務の実績等の全ての評価項目において、同方針の基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
62	空手振興課	令和8年度沖縄空手会館ミュージアム事業委託業務	令和8年4月1日	17,347,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施にあたっては、沖縄空手会館の展示施設の充実に向けて、県内や国内外の調査及び資料収集を行い、その資料を分析し企画展を継続的に実施できるよう、沖縄空手に関する情報を常時把握するとともに、沖縄空手に関する研究報告会については、学術研究の状況を把握し、空手に関する学識経験者とのネットワークの構築が不可欠である。 また、沖縄空手の歴史や特徴を熟知し、専門的な知見を有することが必要であるほか、資料の調査・収集への空手界等の協力が不可欠であり、特定の流会派や空手関係者に偏ることなく、公平・中立な立場から取りまとめ、事業を行う必要がある。 振興会は、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な体制や実績を有している。また、沖縄空手の保存継承や振興発展、世界各国への普及啓発を目的に設立された、県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織である。 以上のことから、民間事業者による事業実施は困難であり、契約の目的又は性質上、契約を履行できる者が特定されるものとして、本振興会と特命随意契約を行うこととした。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
63	空手振興課	令和8年度空手ツーリズム受入体制構築事業委託業務	令和8年4月1日	18,281,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施にあたっては、沖縄空手を観光資源として正しく活用できるよう、沖縄空手に関する情報を常時把握するとともに、沖縄空手の歴史や流派、道場での礼儀作法等の専門知識に基づき、正しい情報発信を行う必要がある。 また、空手関係者が安心して協力できるように、空手界との信頼関係を構築した上で、特定の事業者や特定の流会派などが取り扱う旅行商品に偏ることなく、公平・中立な立場で業務を遂行する必要がある。 振興会は、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な体制や実績を有している。また、沖縄空手の保存継承や振興発展、世界各国への普及啓発を目的に設立された、県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織である。 以上のことから、民間事業者による事業実施は困難であり、契約の目的又は性質上、契約を履行できる者が特定されるものとして、本振興会と特命随意契約を行うこととした。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
64	空手振興課	令和8年度沖縄空手デジタルアーカイブ事業委託業務	令和8年4月1日	10,000,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施にあたっては、沖縄空手会館の展示施設の充実に向けて、県内や国内外の調査及び資料収集を行い、その資料を分析し企画展を継続的に実施できるよう、沖縄空手に関する情報を常時把握するとともに、沖縄空手に関する研究報告会については、学術研究の状況を把握し、空手に関する学識経験者とのネットワークの構築が不可欠である。 また、沖縄空手の歴史や特徴を熟知し、専門的な知見を有することが必要であるほか、資料の調査・収集への空手界等の協力が不可欠であり、特定の流派や空手関係者に偏ることなく、公平・中立な立場から取りまとめ、事業を行う必要がある。 振興会は、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な体制や実績を有している。また、沖縄空手の保存継承や振興発展、世界各国への普及啓発を目的に設立された、県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織である。 以上のことから、民間事業者による事業実施は困難であり、契約の目的又は性質上、契約を履行できる者が特定されるものとして、本振興会と特命随意契約を行うこととした。	特命随意契約
65	空手振興課	令和8年度常設展示等更新事業委託業務	令和8年6月17日	14,086,000	常設展示等更新事業共同企業体 ①株式会社ホット沖縄総合研究所 ②東武トップツアーズ株式会社 沖縄支店	①沖縄県那覇市西1-19-1 ②沖縄県那覇市久茂地1丁目12-12 ニッセイ那覇センタービル10階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容を選定委員会において企画選定方針に基づき審査したところ、業務の実施方法、費用の積算、執行体制及び過去業務の実績等の全ての評価項目において、同方針の基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。	
66	スポーツ振興課	令和8年度スポーツツーリズム戦略推進事業(スポーツイベント支援委員会運営業務等委託)	令和8年4月1日	6,290,000	沖縄JTB株式会社	沖縄県那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
67	スポーツ振 興課	令和8年度ス ポーツツーリ ズム戦略推進 事業(スポーツ 観光戦略的誘 客促進事業業 務委託)	令和8年4 月1日	38,493,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	沖縄県那覇市小禄1831 番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容をより有効に実施できる相手方として選定した。	
68	スポーツ振 興課	令和8年度ス ポーツツーリ ズム戦略推進 事業(プロ野球 キャンプ等訪問 観光促進事業)	令和8年6 月19日	24,199,890	令和8年度スポーツツー リズム戦略推進事業(プ ロ野球キャンプ等訪問観 光促進事業)コンソーシア ム ①株式会社 ホット沖縄 総合研究所 ②一般社団法人沖縄ス ポーツ関連産業協会	①沖縄県那覇市西1丁目 19番1号 ②沖縄県豊見城市字豊 崎3番地59	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	
69	スポーツ振 興課	令和8年度ス ポーツツーリ ズム戦略推進 事業(スポーツ コンベンション 誘致戦略推進 事業業務委託)	令和8年4 月1日	51,133,000	一般社団法人沖縄スポ ーツ関連産業協会	沖縄県豊見城市字豊崎3 番地59	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	
70	スポーツ振 興課	令和8年度サ ッカーキャンプ 誘致戦略推進 事業(サッカー キャンプ誘致等 業務委託)	令和8年4 月1日	24,627,000	一般社団法人沖縄スポ ーツ関連産業協会	沖縄県豊見城市字豊崎3 番地59	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	
71	スポーツ振 興課	令和8年度サ ッカーキャンプ 誘致戦略推進 事業(受入市町 村促進事業)	令和8年4 月1日	27,830,000	東洋グリーン株式会社 沖縄営業所	沖縄県島尻郡八重瀬町 字伊覇144-2	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
72	スポーツ振 興課	令和8年度ス ポーツツーリ ズム戦略推進 事業(サイクル ツーリズム推 進事業)	令和8年6 月2日	13,485,000	株式会社オリエンタルコン サルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地2丁 目22番10号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 3者から応募があった。企画提案内容等を選定 委員会において審査したところ、左の事業者の 提案は、業務に関する専門的知見及び実績、 実施方法、事業の執行体制等から、事業内容 を有効に実施できる相手方として選定した。	
73	スポーツ振 興課	令和8年度ス ポーツコンベン ション開催実績 調査	令和8年5 月29日	4,869,000	株式会社 海邦総研	沖縄県那覇市壺川3-1 -19	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 1者から応募があった。企画提案内容等を選定 委員会において審査したところ、左の事業者の 提案、業務に関する専門的知見及び実績、実 施方法、事業の執行体制等から、事業内容を 有効に実施できる相手方として選定した。	
74	スポーツ振 興課	令和8年度「ス ポーツアイラン ド沖縄」形成に 向けた付加価値 構築支援事業 (「スポーツアイ ランド沖縄」 形成に向けた 付加価値構築 支援補助金支 援業務)	令和8年4 月1日	12,841,000	一般社団法人沖縄スポー ツ関連産業協会	沖縄県豊見城市字豊崎3 番地59	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 1者から応募があった。企画提案内容等を選定 委員会において審査したところ、左の事業者の 提案、業務に関する専門的知見及び実績、実 施方法、事業の執行体制等から、事業内容を 有効に実施できる相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
75	スポーツ振 興課	令和8年度ス ポーツコンベン ション振興対策 事業	令和8年4 月1日	3,000,000	公益財団法人沖縄県ス ポーツ協会	沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	公益財団法人沖縄県スポーツ協会は、県内各 種競技団体を統括する唯一の団体であるとともに、各種スポーツイベント・キャンプ等の誘致・ 受入を推進し、スポーツコンベンション受入等の ワンストップ窓口機能を有する「スポーツコミ ッション沖縄」の事務局であり、スポーツコンベン ションの誘致・受入対応を一元的に担っている。 本事業では、スポーツコンベンション推進の ため、県からのスポーツ合宿地特産品差入、ス ポーツコンベンションの気運醸成、県内プロス ポーツチームの優勝報告会等を行うこととして おり、県内競技団体との全県のネットワークを 有することが必要である。また、プロスポーツ チームや実業団、アマチュアなど様々なカテゴ リーの来県チームに対する県としての歓迎支援 等を行うためには、公平・中立的立場で業務を 執行することが求められる。以上のことから、対 応ができる団体は沖縄県スポーツ協会に限ら れることから公益財団法人沖縄県スポーツ協 会と随意契約を行った。	特命随意 契約
76	スポーツ振 興課	国民スポーツ 大会等派遣業 務	令和8年4 月1日	231,429,000	公益財団法人沖縄県ス ポーツ協会	沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	本業務は、スポーツ基本法に基づき開催される 国最大のスポーツ大会である国民スポーツ大 会への派遣に係る業務である。(公財)県スポー ツ協会は、沖縄県における各種スポーツの競 技団体を統轄し、沖縄県を代表して(公財)日本 スポーツ協会に加盟する唯一の団体である。 よって、(公財)県スポーツ協会と随意契約を 行った。	特命随意 契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
77	スポーツ振 興課	令和8年度総 合型地域ス ポーツクラブ育 成業務委託	令和8年4 月1日	2,404,000	公益財団法人沖縄県ス ポーツ協会	沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	当該業務委託は、地域住民が自主的・主体的に運営し、様々な世代・レベルの人が様々な種目に取り組む「総合型地域スポーツクラブ」に対して、訪問等を通じてクラブが継続的かつ安定的に運営できるよう育成に繋げるものである。 沖縄県スポーツ協会は、登録・認証制度の申請窓口を担っている唯一の団体である。 また、各クラブの設立準備の支援や地域の実態調査・ヒアリング等を長年行ってきた実績があり、総合型クラブ全般に関する知見に加え、個別の各クラブの実情にも明るく、信頼関係も有している。 離島を含む県内17市町村のクラブについて助言・指導が行える体制を有していることから、本業務を適切かつ円滑に実施できる唯一の団体である沖縄県スポーツ協会と随意契約を行った。	特命随意契約
78	スポーツ振 興課	第29回沖縄県 スポーツ・レクリ エーション祭開 催委託業務	令和8年5 月1日	3,468,019	公益財団法人沖縄県ス ポーツ協会	沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	本事業では、県民のスポーツ・レクリエーションへの関心・意欲を高め生涯スポーツ社会の実現を目指すため、運動の苦手な人も楽しく取り組めるような体験型の種目の大会を、県内各地で開催している。 各大会は、その種目に取り組んでいる県内各競技団体及びレクリエーション団体の協力を得て大会運営することで、全県規模での開催が可能となっている。 各団体は、それぞれ沖縄県スポーツ協会または沖縄県レクリエーション協会へ加盟しており、競技種目分については、沖縄県スポーツ協会に加盟する70以上の団体との個別調整が必要となり、民間事業者では円滑・迅速な対応が困難である。 そのため、県内各競技団体を統括し密な連携・調整・指導が可能な唯一の団体である公益財団法人沖縄県スポーツ協会と随意契約を行った。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
79	スポーツ振興課	令和8年度沖縄県スポーツ推進計画策定支援業務	令和8年4月1日	13,866,000	株式会社海邦総研・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社共同企業体 ①株式会社海邦総研 ②三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	沖縄県那覇市壺川3丁目1番19号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3者から応募があり、資格要件を満たす2者の提案内容を選定委員会にて審査した。その結果、左記の事業者は、業務に関する専門的知見や実績、実施体制、事業の執行体制などの面で優れており、本事業をより効果的に遂行できる相手方として選定した。	
80	スポーツ振興課	沖縄県総合運動公園水泳場改築に係る基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務	令和8年4月1日	55,000,000	みずほリサーチ&テクノロジー・りゅうぎん総合研究所共同企業体 ①株式会社 みずほ銀行 ②株式会社りゅうぎん総合研究所	①東京都千代田区大手町一丁目5番5号 ②沖縄県那覇市久茂地一丁目11番1号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	
81	スポーツ振興課	令和8年度競技者ジュニア発掘等推進事業	令和8年6月30日	8,000,000	沖縄ジュニアアスリートプロジェクト共同企業体 ①株式会社RPLUS Lab ②株式会社タスキ	①沖縄県那覇市港町2-7-7 ②沖縄県浦添市港川2-9-9-56号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、育成プログラムの内容や事業の実施方法において特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
82	交流推進課	ブラジル沖縄県人会創立100周年記念式典参加及び令和8年度中南米沖縄県人会サミット(本会議)開催事業	令和8年4月15日	5,624,000	①沖縄JTB株式会社 ②株式会社沖縄映像センター	①沖縄県那覇市旭町112番地1 ②沖縄県那覇市上之屋1丁目18番36号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
83	交流推進課	令和8年度ウチナーネットワークコンシェルジュ運営業務	令和8年4月1日	16,115,000	一般社団法人世界若者ウチナーンチュ連合会	浦添市城間1丁目8-19 メゾンソレイユ401	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
84	交流推進課	令和8年度ウチナーンチュ子弟等留学生受入業務	令和8年4月1日	36,860,000	①株式会社沖縄映像センター ②一般社団法人世界若者ウチナーンチュ連合会	①沖縄県那覇市上之屋1丁目18番36号 ②沖縄県浦添市城間1丁目8-9	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
85	交流推進課	令和8年度ウチナージュニアスタディー事業	令和8年5月15日	19,483,000	①公益社団法人青年海外協力協会 ②東武トップツアーズ株式会社沖縄支店	①長野県駒ヶ根市中央16番7号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
86	交流推進課	令和8年度レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業	令和8年6月19日	7,651,000	一般社団法人ゆいのま	沖縄県浦添市字経塚292-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
87	交流推進課	令和8年度国内・国際交流(協力)推進事業委託業務(カナダアルバータ州カルガリーへの高校生派遣)	令和8年6月10日	5,519,000	沖縄JTB株式会社	沖縄県那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
88	交流推進課	オキナワ移住地への学生派遣交流事業委託業務	令和8年4月21日	13,386,000	①株式会社沖縄映像センター ②株式会社国際旅行社	①那覇市上之屋1丁目18番36号 ②那覇市久茂地3丁目4番10号 YAKA2階	第167条の2 第1項第3号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
89	博物館・美術館	令和8年度沖縄県立博物館・美術館重要文化財保存管理(修理修復)事業委託業務	令和8年5月11日	1,416,537	石川堂	沖縄県うるま市石川2738-11-2F	第167条の2 第1項第2号	国の重要文化財を修理するため、文化庁主催の修理修復技術者研修を終了し、類似した重要文化財の修理修復実績のある者に委託する必要がある。石川堂は、文化庁主催の研修を終え、令和2～4年度にかけて石垣市所有、令和4～6年度に当館所有の重要文化財を修理した実績があり、類似した書物を伝統的に修理できる県内唯一の事業者であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和8年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
90	博物館・美術館	令和8年度琉球王国文化遺産集積・再興事業委託業務	令和8年6月2日	147,939,000	株式会社国建・一般財団法人沖縄美ら島財団・株式会社MA2studio共同企業体 ①株式会社 国建 ②一般財団法人 沖縄美ら島財団 ③株式会社 MA2studio	①沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号 ②沖縄県国頭郡本部町字石川888番地 ③沖縄県那覇市久茂地2丁目3番11号6F	第167条の2第1項第2号	本事業は文化財を復元するという性質上、資料を取り扱う専門的な技術や知見が必要であり、復元するために製作者と専門的な議論を行う必要がある。また、それらを体系的に整理してコンテンツ作りを行い、効果的に発信する必要がある。そのため、第2期事業ではより効果的な模造復元と情報発信を行うべく、令和4・5年度にかけてプロポーザルによる業者選定を行った。令和6年度も同様に業者選定を行う予定であったが、予算的な折り合いと高度な技術が必要であったためか応募者が無く、プロポーザルが不調に終わった。そのため、平成27年度から本事業にかかわってきた(一財)沖縄美ら島財団・(株)国建共同企業体と随意契約を行うこととなった。本事業では第1期も含め複数回プロポーザルによる公募を行ってきたが、直近5年の間で同共同企業体以外からの応募が無かったことから、本県内において同規模の文化財復元製作委託業務を請け負える業者は無いと判断し契約を締結した。	特命随意契約
91	博物館・美術館	令和8年度沖縄県立博物館・美術館所蔵旧円覚寺梵鐘(楼鐘・殿前鐘)修理事業委託業務	令和8年6月3日	3,380,885	公益財団法人元興寺文化財研究所	奈良県奈良市中院町11番地	第167条の2第1項第2号	重要文化財である旧円覚寺梵鐘(楼鐘・殿前鐘)の修理には、可逆性のある伝統的技法により修理できること、文化庁が推奨する修理方針及び倫理を身に付けた修理修復技術の研修を修了していること、国宝・重要文化財に指定された金属製品の修理実績を有することが必要である。 公益財団法人元興寺文化財研究所は、総合的な研究組織として文部科学省(文化庁)の認可を受け、全国各地の国宝・重要文化財に指定された金属製品を修理した実績を有しており、これらの要件を満たす機関は県内に所在しない。また、本修理事業に先立ち、文化庁文化財調査官の推薦を受けて当該資料の事前調査(目視調査)を実施しており、資料の保存状態、腐食状況及び材質的特徴について既に専門的知見を有していることから、調査結果を踏まえた一貫性のある修理の実施が可能である。 以上の理由により、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書により相見積を省略し、契約の相手方として選定した。	特命随意契約